

児童養護施設におけるアフターケアの取り組み

小尾 康友* 片桐 千春* 安藤 亜美* 大河内 修**

Practice of the Aftercare in the Children's Home

OBI Yasutomo KATAGIRI Chiharu ANDO Ami OKOUCHI Osamu

要 約

社会福祉法人中央有鄰学院児童養護施設ゆうりんにおける施設退所後の支援の実際について検討した。ゆうりんの取り組みとして、独自の生活給付金の支給、一人ひとりを支える会による緊急時の金銭的支援、自立援助ホーム等を活用した生活の場の提供等を行っている。また、退所者自身が心理的に大きな課題を抱えつつ、自立し安定した生活を営んでいくためには、全人格的な成長を促す、関係諸機関を巻き込んだ継続的・多面的な試みが求められる。特に、退所後の様々な社会的試練に俊敏に対応するために、退所者と施設との継続的な交流関係の維持、入所当初から自己決定を促すインケア段階での取り組み、退所者同士の自助グループの育成等が必要である。退所者が施設を定期的に訪問することは、入所児にとっても好ましい影響を与える。しかし、施設における様々な試みには限界もあり、一層の公的支援の充実が望まれる。

キーワード：児童養護施設、要保護児童、アフターケア、自立支援

1. はじめに

従来は児童養護施設の高校進学は公立のみであり、大学進学は授業料や生活費を自ら貯めることが一般的な進路選択であった。児童の権利条約批准により、児童養護施設における処遇の在り方が、児童の権利擁護の観点から大きく見直されることとなった。その一環として、自立支援事業の制度が増えて、進路の選択肢が増えた。具体的には、大学等の補助金、就職支度費、措置延長、自立支援担当職員の体制整備、身元保証人確保対策、連帯保証制度等がある。

しかし、制度が増えても児童養護施設退所児の大学進学率は12.4%であり低い状態である。(厚生労働省(2015)²⁾) 一方、進学ではなく就労へ進んだ児童は京都市(2017)⁴⁾の調査では正社員は35.4%で、

パート、アルバイトが43.1%であった。

また厚生労働省(2020)³⁾によれば、2017年3月に卒業した新規学卒就職者の就職後3年以内の離職状況では、新規大学卒就職者の32.8%、新規高校卒就職者の39.5%が、就職後3年以内に離職していた。また文部科学省(2020)⁵⁾によれば高等学校の中途退学率は1.3%であった。

児童養護施設は原則、児童が18歳になると措置解除となり施設を出ることになる。大学等に進学する児童や就職しなかった児童、就職しても自立が困難な児童は20歳までの措置延長が認められており、社会的養護自立支援事業は22歳まで適応される。しかし現状としては措置延長が認められることは少ない。

上記のように一般的にも若年層の安定した雇用が難しい中で、支援が少ない施設退所者は、より困難な状態となる。そのために、施設を退所した後も施

* 中央有鄰学院

** 中部大学現代教育学部幼児教育学科

設職員が支援（以下、アフターケア）することは必須である。

しかしアフターケアに対応する職員体制は十分に確保されていない。下記のように退所児童は「孤独感や孤立感」を抱いており、支援が行き届いていない現状がある。

東京都福祉保健局（2017）⁷⁾では、2005年4月から2015年12月の間に、東京都内における児童養護施設等の退所者3,932人のうち、連絡先を把握している1,965人に対して自己記入式アンケートを行い、637人の回答を得た。その結果、施設退所直後に「まず困ったこと」は、孤独感と孤立感（34.6%）、生活費（31.0%）、金銭管理（32.0%）であった。

児童養護施設は児童福祉法第41条にて、「児童養護施設は（中略）自立のための援助を行うことを目的とする施設」と明記されており、2004年より、「退所した者に対する相談、援助」が追記された。

自立とは辞書的には「一人で立つ」と明記されている。しかし「一人で立つ」ことを目指す支援は時に児童を突き放し、孤立させる場合がある。筆者もある高校3年児童に「これ以上、自立しろと言わないで」と言われたことがある。彼には「一人で生きていけ」と聞こえていたのだと思う。自立を「一人で立つ」と捉える支援は孤立状態に追いやり、命を守れない恐れもある。

そのために、自立を「一人で立つ」ではなく、「立てるように支えを増やすこと」や「自分の人生の選択を行い、主体的に生活すること」と捉えることが大切である。「自立しなさい」との言葉より、「いつでも帰ってきていいよ」「困ったら連絡を頂戴」と声をかけて、児の不安を受け止めた後に、リスクも含めて人生設計を整える支援が重要だと考える。

本論においては一施設におけるアフターケアと進路支援の取り組みを紹介し、考察を加える。

2. 社会福祉法人中央有鄰学院児童養護施設 ゆうりんにおけるアフターケアの概要

(1) 施設の概要

当施設は小尾他（2019）⁶⁾に記されているように、児童養護施設と乳児院を併設した小舎ユニット制の運営をしている。2021年4月より、地域分散化、多

機能化、高機能化へ向けて地域小規模児童養護施設の2軒目と3軒目を開設する。理念としては、法人名である有鄰「隣に有る」としており、児の「となりにいる」存在となるように実践している。退所した児に対しても理念である「となりにいる」の具現化を目指している。

2階建て一軒家の小舎が長屋のように繋がっているために家庭的な雰囲気があり、退所児は実家の様に訪ねやすい。退所児が頻繁に訪ねる姿は在籍児にとって「いつでも帰って来ていいんだ」と退所後も施設が頼れる場所であることを知る。このように社会に出た後も繋がりが続けるサイクルが出来ていることで、在籍児も安心感を得ることが出来て、社会に向かう勇気となることがある。

(2) 退所児の概要

表1は2012年度以降2020年8月現在の退所児の概要である。

表1によれば、25名中15名が進学あるいは正規雇用であり、全員が就労の努力を続けている。1名を除き全員が施設との連絡を取っており、繋がりを続けている。退所児から施設にヘルプが出せると下記事例のように立て直せることが多い。

(3) アフターケア実施件数

当施設のアフターケアの実態は、表2・表3の通りである。

宿泊は1泊を1として集計した。表2・3によれば、宿泊数が多く、2018年度に208回、2019年度に165回である。総合計では2018年度673回、2019年度では812回と回数は増加している。特に、電話での対応の増加が著しい。

また様々な退所児が気軽に泊まる姿は在籍児の安心の連鎖を作っている。例えば、退所児の食卓での何気ない会話は、在籍児にとっては社会を知る新鮮な場となり、受け入れやすい。生活費の支払いや、職場での出来事、家族との繋がり方、友人関係等、退所後の暮らしや失敗談は、在籍児のモデルとなる。また退所児が小舎で子どもを連れてお風呂や食事を食べることや、子どもを預けて買い物や家の片づけをすることもある。児童養護施設在籍児は家庭に「帰りたいけど、帰れない」と生活基盤が定まっていな

児童養護施設におけるアフターケアの取り組み

表 1 退所児の状況一覧（2012 年度以降で現年齢が 18 歳以上のみ）

2020 年 8 月作成

退所年度	退所年齢	性	進学	就労	連絡が継続している
2012 年	18 歳	男		○	○
	18 歳	女		△	△
	18 歳	女	○	○	○
	18 歳	男		△	○
	16 歳	男		○	○
	15 歳	男		△	○
	14 歳	女		△	○
2013 年	18 歳	女		○	○
	18 歳	女		○	○
	18 歳	男		△	○
	11 歳	男		○	○
2014 年	18 歳	男	○	○	○
	18 歳	男	△	○	○
2015 年	18 歳	女		○	○
	18 歳	男	○	○	○
2016 年	18 歳	女		○	○
	18 歳	男	△	○	○
	18 歳	女		○	○
2017 年	18 歳	女	○	△	○
	18 歳	男		○	○
2018 年	18 歳	女	○	△	○
	18 歳	男	○	△	○
	18 歳	女		△	○
2019 年	18 歳	男		○	○
	18 歳	男	○	△	○

なお、表 1 の○△は下記の状況を示す。

項目	○	△
進学	在籍中・卒業	中退
就労	正規雇用	非正規雇用（パート・アルバイト・就労支援移行事業所等）
連絡	1 年の内に定期的に連絡や会うことが出来ている	1 年以上連絡が途切れることがある

表2 2018年度アフターケア件数(件)

	対面での支援件数				遠隔	合計
	来院	宿泊	訪問	小計	電話等	
4月	22	8	0	30	16	46
5月	30	21	3	54	18	72
6月	13	31	3	47	14	61
7月	16	27	4	47	15	62
8月	11	35	2	48	7	55
9月	8	4	6	18	37	55
10月	23	1	3	27	40	67
11月	18	6	1	25	16	41
12月	33	12	8	53	31	84
1月	20	13	2	35	14	49
2月	3	29	0	32	8	40
3月	10	21	0	31	10	41
合計	207	208	32	447	226	673

表3 2019年度アフターケア件数(件)

	対面での支援件数				遠隔	合計
	来院	宿泊	訪問	小計	電話等	
4月	13	4	6	23	72	96
5月	26	6	2	34	39	73
6月	27	2	0	29	56	85
7月	9	4	0	13	10	23
8月	28	14	2	44	28	72
9月	7	28	5	40	53	93
10月	24	46	1	71	47	118
11月	25	32	2	59	14	73
12月	23	8	1	32	28	60
1月	20	13	1	34	9	43
2月	11	8	1	20	30	50
3月	13	0	3	16	11	27
合計	226	165	24	415	397	812

い児童が多い。明日の生活の場所が定まらない感覚の中では、将来のイメージが持ちづらい。その中で退所児が社会で奮闘する話を食卓等で、聞くことは将来像を膨らますモデルとなる。

3. アフターケアの実際

(1) ゆうりん独自の取り組み

① 生活給付金

進学児に月3万円の生活給付を支給している。法人内の収益事業より捻出している。これは現金支給で、特別な理由以外は手渡しとして、毎月の様子や金銭管理を確認する目的も含んでいる。

② ひとりひとりを支える会

法人独自で職員有志が寄付金を募り、積み立てをしている。積立金を活用し、退所児が大学資金で80万円不足した際に無利子で貸与したり、病気の際に手術費を賄ったりした。退所児への金銭トラブル、弁護士費用、医療費等の救済措置費、冠婚葬祭や成人式のお祝い金にも利用している。過去には、一部の職員が個人的に援助をせざるを得ない状況であった。法人全体でアフターケアに取り組む必要性を共有し、この会が発足した。支える会の運営は法人内の現場職員が担っている。

③ 自立援助ホーム

開設当初の目的は乳児院も含めて0歳～20歳まで一貫した養育を目指すために法人内のアフターケアとして開設した。しかし、当施設からの該当児は少なく、他施設のアフターケアの役割を担っている。当施設の利用対象児に自立援助ホームについて伝え、就労した児童は規則が無いアパートや寮を選択し、進学した児童は自立支援貸付金の利用のために学生指定アパートや学生寮を選択する。特に当施設の隣の大学では寮の補助金が充実していることもあり、自立援助ホームを選択する児が少ない。そのため当施設の対象者は、退所後就労したが仕事に行けない際や、仕事を辞めた際、金銭管理が出来ずに貯めていた児童手当を使い果たした際等、やり直しの場として利用の案内をしている。また他施設からの利用対象者は、児童養護施設で高校を中退した際に入所するケースが多い。入所後、一度就労へ向かうが、再度進学を希望して通信制高校へ行くケースが増えている。他にも、各児童養護施設独自の規則を守れない児童が入所する場合もある。

自立援助ホームの視点から児童養護施設を見る

と、自立援助ホームにきた児童が出身施設と繋がりが
ある場合は、過去の楽しかった施設生活の思い出
を語り「今度遊びに行こう」と安心感を抱く発言が
ある。しかし、関係を絶たれている場合は「良い思
い出は無かった。あの職員はひどかった」と否定感
を抱く発言がある。児童が次のステップへ向かうに
は安全基地が必要となる。そのためにも、児童養護
施設は他機関へ移動した後も、繋がり続ける必要が
ある。

④ 近隣アパートの利用

近隣の2DKのアパートを借りている。アフター
ケアや家庭支援、コロナウイルス等で隔離が必要な
場合等、様々な理由で利用することが出来る。

⑤ 措置延長

進学や就労支援が必要な場合は認められている
が、自立援助ホーム同様に、学生指定アパートや寮、
一人暮らしを選ぶ児童が多い。しかし、障害児支援
では児童が措置延長を希望することや、生活の安定
のために支援が必要な場合がある。しかし当施設の
管轄する地域では半年以上の長期の利用が認められ
ていない。アセスメントの上で必要な児童に対して
は、関係機関に強く働きかけているが、現状では残
念ながら認められていない。

⑥ ショートステイの利用

新しい社会的養育ビジョン (2017)¹⁾ では、児が
育った地域から離れずに暮らす家庭養育優先原則が
出されている。まず実親のもとで育て、地域がそれ
を支えること、実親との分離が必要な場合には里親
を優先し、施設入所が必要な場合には地域の中で暮
らす地域小規模児童養護施設や、小規模グループケ
アとして出来る限り家庭的な環境で児を育てるとい
う方針を出している。また施設等における滞在期間
を、原則として乳幼児は数か月以内、学童期以降は
1年以内、また特別なケアが必要な学童期以降の子
どもであっても3年以内としている。

そのために、施設は一部、地域で家庭を支える機
能変換が求められており、家庭復帰や里親委託後の
アフターケア機能が重要となる。

当施設では2021年度より地域小規模児童養護施

設を2軒開設する。本園の1軒が地域の借家へ移動
するために空いた小舎を活用することが出来る。そ
の場所を家庭引き取り児や里親移行児のショートス
テイやレスパイトでの受け入れを考えている。家庭
復帰はリスクを残したまま、引き取られるケースが
多い。その際、平日に家庭で過ごし、土日はショ
ートステイとして施設で過ごす流れが出来る。今以
上に家庭復帰のリスクを減らすことが出来る。実際、
月2回定期的に利用する児や、小学校の送り迎えを
職員や地域のサポートを受けて利用した児童がい
る。児童相談所の一時保護所では学校へ通えないが、
施設では通学が可能であり、地域を離れる負担が無
くなる。

このように児童が地域で育つためには、家庭復帰
後のアフターケアの充実が必要となる。

(2) アフターケアの事例

事例については、倫理的配慮として、最終案の該
当部分を本人に示し了解を得た。プライバシー保護
の観点から、事例の本質を曲げない範囲の微修正を
加えてある。

① 勤務先でトラブルを抱えたAさん

入所時：4歳 退所時：18歳 現在：22歳

Aさんが小学6年の時、中学校1年の時に2人の
弟が家庭引き取りとなった。Aさんは家庭環境を考
えて施設に残る選択をした。施設生活では不安が高
く、夢遊病が頻繁に出た。高校時には特に不安が高
くなり、進路選択では自己決定するまでに多くの時
間を要した。進路は施設近くの大学を選択し、一人
暮らしをした。しかし、大学では当初立てた生活、
金銭計画を実施出来なかった。授業に出ず、アルバ
イトを行わない生活が続く、職員が月に2～3度A
さんの下宿先へ訪問することや、Aさんが施設に來
所し話し合った。しかし、Aさんは生活を改善こと
が出来ずに3か月で退学となった。退学後には食費
や宿代が無いために施設で3か月生活をした。その
間、Aさんは少しずつ就労への意志を固めて、就職
活動へ向かうことになった。就労支援事業所の協力
を受けて、就労先が決まり、会社でアパートが用意
された。しかし1か月後には、その就労先で上司よ
りパワハラを受けていると相談が入った。職員が会

社に出向いて上司に確認をすると、Aさんの社会性の無さやコミュニケーションの苦手さを理由に「暴言、暴力を行った」と認めた。また「Aさんを正そうとして行った」とAさんのことを考えて行っていると涙ながらに話した。その後Aさんが退職を申し出ると、上司より「Aさんが失敗してきた費用」の名目として150万円程の支払いを請求してきた。また、Aさんのマイナンバーカード、年金手帳も「その返済資金のために売り飛ばす」と話した。職員よりAさんを弁護士事務所に繋ぎ、相談、協力を受けた。その後、金銭の請求は無くなり、マイナンバーカード等は返却された。再度、施設で1か月生活した後に、職親のように面倒を見てくれる会社に採用された。現在はAさんの得意分野である事務やデザインの仕事をやっている。Aさんはパワハラを受けた後には、報われなさを感じていたが、現在は過去を乗り越えて活発に働いている姿を施設に頻繁に来て見せている。その姿は後輩のモデルとなっている。また弟とも定期的に交流しており、弟のモデルともなっている。

職員が、自立を自己責任とだけ捉えて一人で行うことを求めている場合に、Aさんは無気力となり、生活保護を利用していた可能性があった。進学、中退、就労、パワハラ等、課題は続いた。その都度、職員が繋がり続けて、他機関の協力を受けながらAさん自身が課題を乗り越えてきた。その経験は、Aさんが社会で生き抜く強さとなっていると思う。

② 自分を受け止めてくれる人を求めてさまよい続けるBさん

入所時：2歳 退所時：18歳 現在：20歳

Bさんが小学校4年生の時に姉が家庭引き取りとなった。在籍時は対人トラブル、金銭トラブルがあり、警察が2度介入したことがあった。高校卒業後は旅館に就職した。片づけが苦手なために毎月職員が寮を訪ねて片づけを手伝いながら、励ましていた。7月には職場間での対人トラブルがあり、8月で無断欠勤をして行方不明となり、退職となった。職場より寮の引き払いを頼まれて、Bさん不在の中、職員が訪ねるとゴミ屋敷となっていた。Bさんとは連絡が途切れながらも、退職や保険証の返却等の確認は何とか行えた。その後、半月程連絡が途絶えた後

に、Bさんから「死にたい。助けて」と連絡が入った。車で片道4時間程かかる「他県で出稼ぎをしている」とのことであった。ホストへ通っており、その代金の支払いのために水商売をしていた。電話では、職場環境の厳しさと精神的きつさを職員に訴えてきた。その日のうちに車で迎えに行き、道中、話を聞きながら、深夜に施設に戻った。しかし施設に戻った翌朝にはまた行方不明となった。その間、ホストが施設やBさん実親宅に訪ねて来た。その後、ホストからBさんへの催促が強くなり、再度、施設に助けを求めてきた。職員との話し合いの結果、Bさんはホストと手を切る決断をした。弁護士へ相談すると未成年は親の許可無く借金をすることが出来ない「未成年取消権」が適用されるとアドバイスを受けた。そのために、支払い義務が無くなり、弁護士を通してホストとの関係も絶つことが出来た。その間、生活を立て直すために3か月程施設で過ごした。就労先が見つからない中で、施設の退所児の繋がりで紹介を受けて働いた。仕事も軌道に乗りにかけたころに妊娠が発覚し、性教育を含めて医療機関に繋がった。情緒不安定となり、仕事を退職した。その後は実親宅へ戻ったが、すぐに彼氏宅へ引っ越し。現在は派遣型風俗業で収入を得ている。

Bさんは在籍時にも身辺整理の苦手さやSNSにおける異性トラブルがあった。職員としてはBさんに思いを聴き、生活の中で「大切な存在」だと伝え続けた。性教育や金銭管理、SNS等のグループワークも行いBさんと根本的な課題を探した。Bさんは在籍時には不安や寂しさよりも、興味からの行動だと話していた。退所後も課題は継続している。「死にたい」との言葉が出る程、自身が追い詰められてもトラブルは再発する。職員として、Bさんからの援助の依頼を受け止めながら繋がり続けることで「大切な存在」だと感じることを目指している。

(3) 事例からの小考察

上に挙げた二つの事例以外にもDV被害、離婚調停、就労トラブル、夫婦トラブル、家出、親からの搾取、家庭内での不調和、金銭管理、借金、病気、入院、犯罪加害、少年院入所、居場所作り、余暇活動の支援、子育て支援等のキーワードで表すことが出来るアフターケア支援を行ってきた。これらの事

例は施設退所後に、社会で遭遇する困難が凝縮されている。

その対応には多面的な支援が必要であり、児が一人で行うには難しい。こうした困難に対して、適切な支援を行うためにはアフターケアとして繋がっていることが極めて重要であると考えられる。

4. 進路マニュアルの作成

(1) マニュアル化の視点としての生い立ちの再整理と自己選択

現在、当施設では大学進学率が高くなってきた。本人の希望と自己選択を大切にしつつ、児童が退所後の生活をイメージし見通しが持てるように進路マニュアルを2018年度に作成した。

施設に入所している児童は、自分自身の進路と向き合えないことがある。その背景には、施設出身である劣等感、家族と暮らせない現実への絶望、自分ではどうにも出来ない境遇に対する無力感等が存在する。自らの過去に関する認知を整理することで初めて「家族や生い立ちの境遇に縛られない自分」の基盤が出来、「こうなりたい」という将来への希望が生まれる。そのために、安心した生活の中で基盤を作り、現実を見つめて、未来へと向かえるように支援していくことが必要である。

また、他人任せで「職員が決めてよ」「あいつと一緒に良い」と自己決定することが苦手な場合がある。そのために、高校を中退する児童が進路を振り返った際に「実は高校に行きたくなかった」「親に言われたから行っただけ」と言い、就労を選び退所した児童は「高校に行きたかった」「もっと勉強したら良かった」と言い、家庭に帰った児童は「施設に残れば良かった」と言う。こうした児童の言葉から、児にとっては様々な思いを言葉にすること無く進路が決められてしまう可能性がある。他人の決定に任せると、「お前のせい」と責任転嫁して、自己選択した実感が持てない。

そのために、当施設では入所当初から児童が出来る限り自己選択することを重視している。幼いころから、朝起きる時間は何時にするか、どうやって起こされたいか、どの服を着るのか、何が食べたいか、週末に遊びに行きたい所はあるか、どんな生活を送

りたいか等の選択を促す。高学年になるにつれて、習い事や、携帯電話、インターネット、ゲームの使い方等、リスクを話し合いながらも出来る限り個別で関わる環境を設定して、個々の自己選択を促して、児童が主体的に生活を送ることを目指している。その積み重ねが、高校に行くのか、働くのか、どこに住むのか等を自己実現していくことに繋がる。

このように在籍中の進路支援は、児童自身が過去を見つめ直し未来のビジョンを描くこと、自己選択することに重点を置いている。

(2) 進路マニュアルの内容と活用例

進路マニュアルでは主に以下の内容をまとめた。

- ① 進路支援のポイント
- ② 進路スケジュール(中学生3年生～高校3年生)
- ③ 奨学金
- ④ 退所後必要になる資金について
- ⑤ 収支計画

この進路マニュアルは支援のチェック機能を担っており、支援のタイミングを逃さないことや手続きの落ちをなくすのに役立った。退所後、金銭面で危機的状況に陥る児童は多い。そのために、収支計画を立てて、卒院後のお金のやりくりを児童と共有した。また、奨学金一覧を提示して、利用を促した。

例えば、進学する児童の金銭面の補助として児童養護施設退所等自立支援資金貸付事業は年間最大120万程の支援を受けることが出来る。5年間就業の継続など条件を満たせば返済不要となる。支援者としては、児と連絡が取れなくなり退職・退学してしまうリスクから利用を躊躇する場合がある。当施設では児童と定期的に連絡を取り状況を把握している。また必要に応じてアフター児の家を訪問して相談に乗る等している。そのために連絡が途切れるリスクは低い。繋がりが続けることは在籍児の選択肢を増やすことや、退所児の安定した就業、就学を支援することになる。

5. 考察

(1) 繋がりが続けることの重要性

法人理念を「となりにいる」とし、その具現化へ向けて実践している。そのために在籍中や退所後も、

「いつでも頼っていいんだよ」とのメッセージを伝えている。

しかし児童は困っていても頼らずに繋がることを拒む場合もある。退所後に児童と音信不通になると支援が出来なくなる。その場合には、困難な状況は深まっていく。退所後に困難を抱えない児童はいない。そのために、「誰かにヘルプが出せる」ことが第一に重要である。ヘルプを出せない時には、職員から状況を把握するために定期的に会うことや連絡し続ける等、繋がり続けることが重要となる。

また、行き場の無い児童は藁をもすがる思いで施設に助けを求めてくることがある。その際に「自立支援」を「一人で何とかしなさい」と突き放した対応をすると、「ヘルプを出す」ことを遠ざけることになる。児童の状況を共感して、共に対応策を考えることで安心感を促していく。

また職員自体も児童に頼られても、個では対応出来ないことがある。その際には他職員へ頼ることや、施設全体に頼ることで対応出来ることは増える。また施設外の就労支援や医療、司法機関に繋がることで児童が立ち直ったケースがある。児童の人生の選択を尊重しながら、失敗を認めながら、「ゆうりん」に相談したら（叱咤激励されながらも）どうにかなる」との風土を広めていくことが重要である。

(2) 自助グループの育成

退所児間での繋がりにより、事例のような健全な職場での受け入れや引っ越しの手伝い、相談に乗る助け合いがある。正月には13名程が施設に帰省する。その際に、職員も含めて旅行に行くこともある。ラインのグループもあり、在籍児に退所児が生い立ちの話をするグループワークも行っている。これらの助け合える繋がりを持っていきたい。

(3) 職員自身の省察

退所児の姿は、職員にとっての養育の指針となり、子どもにとって将来のモデルとなり、「退所した後も来てもいいんだ」と施設が安全基地であることを学ぶ機会となる。

また退所児のアセスメントを改めて行った際には、職員として「施設在籍中に出来ることはもっとあったのではないかと反省し、在籍児のケアを見

直すことになる。この職員間で議論する作業は児童養護施設の目的である「自立とは何か」「自立支援とは何か」を含めた施設理念の基盤を育てることになる。

児童養護施設における実践を振り返る最大の材料は退所児の姿だと思う。職員は様々な苦勞を乗り越えて生活している退所児の現状を見つめて、在籍児に必要な支援を振り返る。また、個々の人生（自己選択）を尊重しながら、退所児に対して出来る限りの支援を行う。「繋がり続ける」ケアの実践と評価を積み上げていくことが「子どもの最善の利益」へ向かう支援となる。

(4) 不十分な国の支援制度

アフターケアは資金確保がされておらずに、十分な体制で取り組むことが困難である。児童福祉法では「退所後の支援」も含まれる。職員対応としては自立支援担当員1名が専門的にアフターケアの対応をすることが求められている。しかし、措置費におけるアフターケア費の項目は無く、施設で退所児者に対して緊急的な資金の立替も正式には出来ない。また、緊急対応が続くと超過勤務時間数が膨大となる。また自立支援担当職員への業務分担や専門的対応も必要だが、事例のように、退所者は育った家である施設に帰ってきて、育てられた職員に会いにくる。この身動きが取れない制度の中で、困っている児童からの相談は多い。

6. おわりに

児童福祉法第41条に明記されている児童養護施設の目的である「自立の援助」の考えも変化している。過去には少ない職員数で集団的に養育していた。そのために社会から求められている型にあてはめる指導が主流だった。入所前に不安定な環境で育った入所児に対して良い成績を取り、礼儀正しく、大人の顔色を窺い、大人の求める答えをする、いわゆる良い子の型にはめる養育をしていた。それらの目標は児にとっては難しい場合が多く、集団的に比較されることで劣等感を生んでいた。そのために「自分は必要ではない。自分はダメな人間だ」と感じ、社会に出る時には、自信が無く引きこもりや、無気力

に繋がっていたと思う。

職員はこれらのケースを職員数が少ない中で、出来る限り行ってきた辛さや自負と共に、当初の児童に対して申し訳なさを感じる。近年、児童養護施設は少しずつ職員数が増え、小集団に環境が変わり、過去と比べると個別の要求に応えられる型に変化している。そのために過去の行き届かなかった支援をアフターケアとして出来る限り行いたい。施設に訪ねる児に対しては「あなたは価値ある存在で、ダメでも良いし、クズでも良いからまた話を聞くよ。」と思いを受け止めて、「どうしていこうか、どうしたいか、こんな方法はどう」と選択肢を考えて、時には共に行動し、「またおいでね」と繋がり続ける支援をしていきたい。これら職員の自己覚知の連鎖が在籍児を含む目の前の児に対しての「最善の利益」へ向かうことになる。

また、アフターケアの大きな課題としては高学年で児童養護施設に入所した際に、長い間虐待を受けて大きなトラウマを抱える児童に対して、在籍中にやり残すケアが大きく、自傷行為があるが医療機関

との繋がりや治療方法が難しいこと等がある。児童相談所、医療機関等と反省を共有しながら考えていきたい。

引用文献

- 1) 第20回社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会（2017）『新しい社会的養育ビジョン』
- 2) 厚生労働省（2017）『社会的養護の現状について（参考資料）』P6
- 3) 厚生労働省（2020）『新規学卒就職者の離職状況（平成29年3月卒業者の状況）』
- 4) 京都市（2017）『（平成29年）児童養護施設等退所者の生活状況及び支援に関する調査報告～施設等を過去10年間に15歳以上で退所した人へのアンケート調査～』
- 5) 文部科学省（2020）『令和元年度 児童生徒の問題行動不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査』結果
- 6) 小尾康友他（2019）『児童養護施設における性教育の実践』中部大学現代教育学研究紀要第13号 pp61-70
- 7) 東京都福祉保健局（2017）『東京都における児童養護施設等退所者の実態調査』

受付日 2021年3月15日

受理日 2021年4月5日